

社会福祉法人 博風会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博風会（以下「当法人」という。）の役員等に対し支給される報酬等の額及び支給方法について定めるものとする。

(報酬の額及び支給方法)

第2条 役員等の一泊あたりの報酬の額は次のとおりとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等には報酬は支給しない。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 理事、監事 | 5,000円 |
| (2) 評議員 | 5,000円 |
| (3) 運営推進会議委員、入所検討委員会委員 | 3,000円 |
| (4) 評議員選任・解任委員会委員 | 5,000円 |
| (5) その他の委員 | 3,000円 |

2 非常勤の役員等に対する報酬は理事会又は評議員会など法人、施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用弁償の額及び支給方法)

第3条 費用弁償として交通費相当額を支払うことができる。支払いが必要な場合は、社会福祉法人博風会の旅費規程による。

2 費用弁償の支給方法及びその他費用弁償の支給が必要となった場合は、障害者支援施設すみよしの里の旅費規程による。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(雑則)

第5条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は令和2年4月1日より施行する。